

豊中市多文化共生施策推進連絡会議設置要綱

(目的)

第1条 多文化共生指針を総合的に推進するため、人権行政推進本部の下に、豊中市多文化共生施策推進連絡会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 多文化共生指針の推進に関すること。
- (2) 多文化共生施策に係る課題の検討、調査及び研究に関すること。
- (3) 多文化共生施策に係る施策の推進調整に関すること。

(組織)

第3条 会議は、議長、委員で組織する。

2 議長は、市民協働部理事をもって充てる。

3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、議長が必要と認めるときは、委員を追加することができる。

(議長)

第4条 議長は会議の事務を総理する。

2 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が定めた委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、議長が招集し、これを主宰する。

(専門部会)

第6条 連絡会議は、その所掌事務を行うにあたり、特定事項の調査及び検討をさせる必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の運営について必要な事項は、市民協働部理事が別に定める。

(実務担当者会議)

第7条 連絡会議は、その所掌事務を行うにあたり、特定事項の調査及び検討をさせる必要があると認めるときは、実務担当者会議を置くことができる。

2 実務担当者会議は、連絡会議の委員の推薦を受けた者で組織する。

3 実務担当者会議は、必要に応じて市民協働部人権政策課長が招集し、これを主宰する。

4 実務担当者会議は、分科会又は作業班を置くことができる。

(総務)

第8条 会議の総務は、市民協働部人権政策課が行う。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が定める。

附 則

附則 この要綱は平成28年4月1日から実施する。

附則 この要綱は平成29年4月3日から実施する。

附則 この要綱は平成31年4月1日から実施する。

附則 この要綱は令和3年4月1日から実施する。

附則 この要綱は令和5年4月1日から実施する。

別表

所属部	職名
都市経営部	危機管理課長 広報戦略課長
都市活力部	魅力文化創造課長 産業振興課長
市民協働部	コミュニティ政策課長 地域連携課長 人権政策課長 くらし支援課長 市民課長 庄内出張所長 新千里出張所長
福祉部	地域共生課長 長寿社会政策課長
健康医療部	保険安全課長 保険相談課長
こども未来部	こども支援課長 こども事業課長 おやこ保健課長 子育て給付課長
教育委員会	学校教育課長
消防局	消防総務課長